

中期目標原案・中期計画案一覧表

(法人番号 37) (大学名) 富山大学

中期目標原案	中期計画案
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>【理念】 富山大学は、地域と世界に向かって開かれた大学として、生命科学、自然科学と人文社会科学を総合した特色ある国際水準の教育及び研究を行い、人間尊重の精神を基本に高い使命感と創造力のある人材を育成し、地域と国際社会に貢献するとともに、科学、芸術文化、人間社会と自然環境との調和的発展に寄与する。</p> <p>【目標】 富山大学が全学的に重視する目標は、教養教育と専門教育の充実を通じて、幅広い職業人並びに国際的にも通用する高度な専門職業人を養成することである。本学は、地域と世界の発展に寄与する先端的な研究を推進し、東アジア地域をはじめ諸外国の教育研究機関と連携しつつ、国際的な教育・研究拠点となる「知の東西融合」を目指す。また、地域と時代の課題に積極的に取り組み、社会の要請に応える人材を養成し、産学官の連携と地域への生涯学習機会の提供などを通じて、地域社会への貢献を行っていく。</p> <p>【第3期の基本的な目標】 富山大学の目標を達成するため、教育においては、カリキュラム改革や教育方法の改善のほか、社会人の実践的・専門的な学び直し機能の強化など教育システムの改善を行う。また、研究においては、本学の持つ強み・特色のある先端分野の機能強化を図るとともに、イノベーション創出を支える基盤的教育研究組織の整備・充実を行う。更に、「地（知）の拠点」を目指し、地域産業や医療機関との連携、地域を支える人材育成など、地域社会への貢献を行う。これらの達成により、全国的な教育研究拠点、地域活性化の中核的拠点等の機能強化に向けて、全学的なマネジメント体制を確立する。</p>	

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成34年3月31日まで

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科及び教育部を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

①教育課程・教育方針

〈学士課程〉

- 【1】学士課程においては、教養教育と専門教育を充実し、新しい知識・情報・技術が重要性を増すグローバルな知識基盤社会に貢献できる、豊かな人間性と創造的問題解決能力を持つ人材を育成する。

〈大学院課程〉

- 【2】大学院課程においては、体系的で高度な専門教育を充実し、多様な課題に果敢に挑戦し解決でき、また、学位に応じた幅広い知識と多角的な視点に基づく業務・研究遂行能力を持ち国際的に活躍できる人材を育成する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

①教育課程・教育方針

〈学士課程〉

- 【1】平成29年度中に科目番号制（ナンバリング）を導入することにより、学修の段階や順序等を明示し、中期目標期間中に体系的な教育課程によりカリキュラムを編成する。
- 【2】授業のための事前準備・授業計画・事後展開や科目同士の関連性等をシラバスに明記することにより、学生の主体的な学修を促進する。
- 【3】各学部の教育方針にあったキャリア形成を充実させるため、教育課程全体を通じたキャリア教育の視点から身に付けるべき能力を明確化し、体系的なキャリア教育を編成する。
- 【4】全学的な協力体制の下、平成29年度中に教養教育に関するカリキュラムや教育方法について再構築し、五福キャンパスでの一元的な教養教育を中期目標期間中に完成させる。

〈大学院課程〉

- 【5】各専門領域における大学院教育を充実させるとともに、領域横断的な教育やキャリア教育を推進するため、各研究科等が連携してカリキュラムの編成を行い実施する。
- 【6】高度な専門性に加え、現代社会のニーズに応える幅広い課題設定・課題解決能力を育む教育を推進するため、各研究科において体系的で実質化された大学院カリキュラムの編成を行い実施する。
- 【7】セミナー、研究会や学会等に学生を積極的に参加させ、研究者との交流を通じて、専門分野の知識と技能を身につけさせるとともに、コミュニケーション能力を強化する。

<p>②成績評価</p> <p>【3】厳格な成績評価を行い、学位の質を保証する。</p> <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>①教育の実施体制</p> <p>【4】より質の高い教育を実現するために、教養教育及び専門教育の実施体制の強化を行う。</p> <p>②教育環境の整備</p> <p>【5】多様な人材育成のため、学生や社会人等が学びやすい教育環境の整備を推進する。</p> <p>③教育の質の改善のためのシステム等</p> <p>【6】教育の質を不断に改善するためのシステムを整備する。</p> <p>(3) 学生への支援に関する目標</p> <p>①学修支援及び学生生活支援</p> <p>【7】全ての学生が充実した学生生活を送れるように、教育・学生支援機構を中心として、経済支援、障害学生支援、留学生支援等も含めた総合的な支援・指導を行う。</p>	<p>②成績評価</p> <p>【8】シラバス等に明示した評価基準及びGPA (Grade Point Average) 制度の導入により、成績評価の明確化、厳格化を図るとともに、GPA制度を活用した進級・卒業要件等の検討を行い明文化する。</p> <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①教育の実施体制</p> <p>【9】教養教育の新カリキュラムを平成29年度中に完成させ、五福キャンパスでの一元的な教養教育を実施するための教員再配置を行うとともに、全学の教養教育に責任を負う教養教育院（仮称）を設置する。</p> <p>【10】全学的な機能強化を図る観点から、学生定員の見直しや学部・大学院の教育課程及び組織のあり方、規模の見直しを行う。</p> <p>②教育環境の整備</p> <p>【11】附属図書館の機能を充実させるため、図書館の活用講習会、利用者の相談サポート、ウェブを活用したナビゲート機能の提供を行う等、多様な利用形態に対応した学生や社会人が学びやすい環境を整備する。</p> <p>【12】学生の主体的な学修や社会人の学び直しを支援するために、ICT (Information and Communication Technology) 等を活用した双方向型の授業や自習環境を更に整備する。</p> <p>③教育の質の改善のためのシステム等</p> <p>【13】教育に関する基本データの一元管理により、教育を分析・評価するシステムを構築し、教育の改善に関するPDCAサイクルを確立させ、教育の改善・強化を行う。</p> <p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>①学修支援及び学生生活支援</p> <p>【14】学生と教員とのコミュニケーションを密にし、1年次から学生に対し指導教員等を配置するとともに、学生支援センター、保健管理センター等と連携しながら、学修と学生生活を支援する。</p> <p>【15】経済的に困窮している学生、障害学生、留学生、課外活動について、アンケート等によるニーズ把握、事業内容・予算配分の見直し、富山大学基金の活用や支援体制の整備等により、支援を充実する。</p> <p>【16】学生の心身や安全・安心確保のため、機会を捉えた指導・支援を行う。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②就職・進路支援

【8】学生の自己成長を促し、社会が求める人材の輩出のため総合的な支援・指導を行う。

(4) 入学者選抜に関する目標

【9】平成26年12月22日中央教育審議会答申及び「高大接続改革実行プラン」平成27年1月16日文科科学大臣決定に基づき、入学者選抜は、大学入学後の教育課程と入学者選抜の評価方法との関係性や求める能力の評価方法が明確化されたアドミッション・ポリシーに基づき、知識偏重の入学者選抜から脱却し、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する入試改革を行う。

2 研究に関する目標**(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標**

①重点的に取り組む領域

【10】生命科学及び自然科学で世界レベルの先端的、独創的、学際的・分野横断的研究を推進するとともに、本学の強み・特色ある研究に重点的に研究支援を行う。

②特色ある研究

【11】我が国有数の特色ある研究を推進する。

③基礎研究の充実

【12】基礎的・基盤的研究を推進する。

②就職・進路支援

【17】学生への就職支援、キャリア形成の充実を行うとともに、県内自治体や企業等との連携を強化し、地元就職を促進するために、富山県内企業等でインターンシップ(単位修得可能)を受講する学生数を10%向上(前期比)させるほか、卒業・修了者の3年以内の離職率を減少させるために、マッチング支援やインターンシップの強化を行う。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【18】高大接続改革実行プランに基づき、アドミッション・ポリシーの見直しを行うとともに、大学入学希望者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価できる大学入学者選抜方法の内容を平成30年度までに決定し、平成33年度入試から実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置**(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置**

①重点的に取り組む領域

【19】本学の強み・特色ある研究を、世界トップレベルに達成させるために、人的資源の配分、研究費の重点配分等を行い、次に掲げる分野の論文数・論文の被引用数を10%向上(前期比)させる。

- ・医薬関連分野の臨床医学、神経科学、薬学の応用研究
- ・理工関連分野の材料、化学、エネルギー、環境・防災、生命科学に関わる科学領域で先端的な研究
- ・和漢医薬学と先端医薬学を融合した東西医薬学を基盤とした研究

②特色ある研究

【20】経済、社会、文化、芸術等の分野で優れた研究を推進し、論文(著書)数等を前期より増加させる。

③基礎研究の充実

【21】優れた基礎的・基盤的研究を推進するため、コーディネーターを配置し、研究内容や申請に関するアドバイス等を行うことにより、科学研究費助成事業申請数を10%向上(前期比)させ、採択数を増加させる。

④研究成果の社会への還元

【13】研究成果を世界や地域に向けて発信し、広く社会に貢献する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

①研究実施体制

【14】本学の強みや特色のある研究を更に推進するため、研究推進機構を中心として、戦略的に研究環境を整備する。

②若手研究者の育成

【15】若手研究者が創造性を発揮できる、自立的な研究環境を整備する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標

①地域活性化の中核的拠点

【16】地域活性化の中核拠点として、地域連携推進機構を中心に自治体と連携し、教育・研究・社会貢献の分野において、地域社会の活性化に寄与する。

④研究成果の社会への還元

【22】研究の成果を世界と全国に向けて、研究者や一般市民等の対象者に応じ、次に掲げる取組により発信する。

- ・論文の学術誌への発表や研究成果集等の発行
- ・公開講座等の市民向け講座を60講座以上開講
- ・研究会、講演会等の開催や広報活動の実施
- ・各学部開設授業のうち、公開可能な科目の半数以上をオープン・クラス（公開授業）として公開

【23】自治体・企業・高等教育機関との共同研究・受託研究やプロジェクト研究等を積極的に行い、共同研究・受託研究件数を増加（前期比）させるとともに、研究成果を社会に還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

①研究実施体制

【24】学術研究用設備整備マスタープラン等の検証・見直しを行い、共同利用に資する研究設備を計画的に整備する。

【25】本学の施設、設備等を利用する共同研究や産学連携を支援する。

【26】和漢医薬学総合研究所は、全学的な東西医薬学の融合研究を推進し、全国の和漢医薬学研究の中核的拠点を担う役割・機能を維持向上させ、研究の成果に係る論文数を前期よりも増加させるとともに、本学の目標・特色・強みである「知の東西融合」を実現するための機能強化を行う。

②若手研究者の育成

【27】博士課程を修了した若手研究者の研究環境を整備し、テニユアトラック制度や学長裁量経費等により、若手研究者の育成を行う。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

①地域活性化の中核的拠点

【28】地域のシンクタンクとして、自治体等と連携し、地域課題に取り組む仕組みを構築し、協働して地域課題解決に取り組む。

【29】地域を志向した教育を行うための教育プログラムを設定することにより、教育改革を推進し、地域ニーズに応じた人材を育成する。

【30】地域イノベーションの創出に取り組むとともに、産業界、自治体等との協働により高い専門性、経営能力等を兼ね備えた人材を育成する。

<p>②生涯学習の充実</p> <p>【17】地域の生涯学習の拠点として、地域社会に様々な学習機会を提供する。</p> <p>4 その他の目標</p> <p>(1) グローバル化に関する目標</p> <p>①国際交流の推進</p> <p>【18】日本人学生・教職員の海外派遣及び外国からの留学生・研究者の受入れの双方を増加させる。</p> <p>②国際社会への貢献</p> <p>【19】学術や人材の国際交流を推進し、国際的人材の育成や優れた研究成果の発信を盛んにして国際的に貢献する。</p> <p>③グローバル化教育</p> <p>【20】グローバル化に対応した教育を促進し、国際的に活躍できる人材を育成する。</p> <p>(2) 附属病院に関する目標</p> <p>①医療の質の向上</p> <p>〈高度急性期医療機能の強化〉</p> <p>【21】高度急性期医療機能を強化させるため、専門性と総合性の調和した、高度な先進医療を提供する。</p> <p>〈地域医療の連携〉</p> <p>【22】将来の地域医療需要を見据え、地域の求める役割に対応でき</p>	<p>【31】地域社会の発展や活性化に資する教育研究の推進や、地域との協働を通して、地域における雇用を創出するとともに、卒業・修了者の地元就職率を10%（前期比）向上させる。</p> <p>②生涯学習の充実</p> <p>【32】地域の生涯学習の拠点として、若者世代、現役・子育て世代、シニア世代のそれぞれのニーズに対応した、多様な学習機会を提供する。</p> <p>【33】地域の生涯学習機関（博物館、図書館や公民館等）と連携し、地域の生涯学習を支援する。</p> <p>4 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置</p> <p>①国際交流の推進</p> <p>【34】大学の基金等を活用し、日本人学生・教職員の海外派遣及び外国からの留学生・研究者の受入れの双方を支援する。派遣及び受入れのバランスに留意し、特に日本人学生・教職員の海外派遣を戦略的・重点的に支援し増加させる。</p> <p>②国際社会への貢献</p> <p>【35】大学の基金等を活用し、若手研究者の海外派遣、優れた研究者の招聘、国際学術集会開催等を戦略的に支援し、学術と人材の国際交流を増加させる。</p> <p>③グローバル化教育</p> <p>【36】グローバル社会で活躍できる人材を育成するために、教育プログラムの多様化や学事暦の柔軟化を行い、学生の海外留学や海外でのインターンシップを推進する。</p> <p>(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <p>①医療の質の向上</p> <p>〈高度急性期医療機能の強化〉</p> <p>【37】機能的な診療施設及び最新の医療機器を整備する。また、医療の質の評価をベースに医療を検証することにより、安心安全な高度先進医療を行う。</p> <p>〈地域医療の連携〉</p> <p>【38】地方自治体及び地域の医療機関との連携強化を図り、患者紹介率70%以</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

る大学病院の体制を確立する。

〈患者サービスの充実〉

【23】患者中心の医療サービスを充実させ、安心安全な医療を提供する。

②医療人育成

【24】魅力ある教育プログラムを提供し、慈愛の精神にあふれ高い技術をそなえた医療人を養成する。また、富山県や関連病院と連携した地域医療に取り組む。

③臨床研究

【25】臨床研究を推進するための環境を構築する。また、臨床研究の信頼性確保を図る。

④運営等

【26】健全な病院経営を維持発展させ、診療環境の整備及び医療の充実を図る。

(3) 附属学校に関する目標

①大学・学部との連携

【27】人間発達科学部・研究科が担う教員養成を含む人を教え支えるための教育・研究、教職大学院が担う教員の資質を向上させる教育・研究、附属学校園が担う幼児・児童・生徒を教え

上、逆紹介率50%以上を維持させる。

〈患者サービスの充実〉

【39】医療安全・感染対策等の情報収集や、インシデントの検証・対策を行うとともに、医療安全講習会として、医薬品安全講習会及び医療機器の実技訓練等を実施し、安全な医療環境を維持する。また、職員の接遇研修や患者アンケート等を実施し、医療現場に反映させることにより、患者サービスを向上させる。

②医療人育成

【40】日本医学教育認証評議会（JACME）による本学の医学教育評価を踏まえ、卒前のクリニカルクラークシップにおける実習期間の拡大等による充実を図り、優秀な医療人材を確保・育成する。

【41】富山県の医療に貢献する医療人を育成するため、富山県と連携したレジデントカフェやレジナビ及び他大学の医学部医学科生を対象とした病院見学・受験奨励事業等を充実させ、初期臨床研修医（他大学出身者含む。）の採用者数及び後期研修医の入局者数を、第2期中期目標期間の総数より増加させる。

③臨床研究

【42】臨床研究を推進するために、臨床研究コーディネーターを養成するとともに、モニタリング（プロトコルの遵守状況、データの正確な記録・報告の確認）及び監査（臨床試験結果の信頼性の保証、試験参加者への倫理性の担保や臨床試験の品質向上）を実施する人員を養成する。

④運営等

【43】健全な病院経営を維持発展させるとともに、患者に高度医療・最善の医療を提供し、快適な医療環境を提供する大学病院としての役割を果たすため、診療環境の整備・充実を行う。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

①大学・学部との連携

【44】大学教員と附属学校園教員が、共同研究プロジェクトで「より良い授業の開発」、「教材開発」、「教育方法の開発」等を持続的に行い、研究成果を広く地域に発信する。また、大学教員だけでなく、附属学校園教員も地域の

<p>育てるための教育・研究を相互に協力して実施し，研究成果を地域の教育に普及できる体制を構築する。</p> <p>②教育内容と学校運営</p> <p>【28】附属学校園の持つリソースを活用し，先導的・実践的な授業に取り組む。</p> <p>③地域社会との連携</p> <p>【29】日常的に学部教員と連絡を取り合ったり，県内教育機関等と連携したりしながら，地域のモデル校として，地域を牽引する学校教育の活性化に寄与する。</p>	<p>学校を積極的に訪問し，研究成果を普及する活動を行う。</p> <p>【45】大学教員が研究を活かした探究的な授業を附属学校園で行い，附属学校園教員が教育現場を題材とした課題解決につながる講義を，大学院及び学部で実施するなど相互の資質を向上させる。</p> <p>【46】現職教員の免許更新講習として，附属学校園の教育研究発表会等の授業と連携した講義を計画する。研究発表会の授業に参加・観察した後に，大学教員が行う講義で，受講者が討論する実践的な講習を行う。</p> <p>②教育内容と学校運営</p> <p>【47】P D C A サイクルによって，附属学校園全体，各学校園の年次課題を明確にし，教職員で共通理解する。また，年2回開催される学校評議員会の助言や学校評価（学校アンケート）の結果を反映させた学校経営を行う。</p> <p>【48】教育研究発表会以外に，各学校園が行っている研究授業を積極的に公開し，県内の教員と附属学校園教員の意見交換，学部教員の指導助言により，現職教員の指導力や専門性を向上させる。</p> <p>③地域社会との連携</p> <p>【49】教育研究発表会や研究授業及びプロジェクト事業等において，大学教員と協議し，地域の学校園毎の課題に対応できる先進的・効果的な授業実践と教育研究の在り方を提供する。</p> <p>【50】富山県教育委員会，富山県総合教育センター等が実施している教員研修会に，モデルとなる授業や理論の提供，附属学校園教員の講師派遣を通して，県内の現職教員の指導力向上に関する多様な取組に実効的な協力を行う。</p> <p>【51】附属学校園教員を，県内教育関係諸団体の研究組織に継続して派遣し，教育研究の推進役を担うことに加え，地域の学校園の研修会に講師や共同研究者等として派遣し，教育研究，教育活動の活性化に寄与する。</p>
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>①管理運営組織の在り方</p> <p>【30】学長のリーダーシップの下で，学内のコンセンサスの形成に留意しつつ，ガバナンス機能の強化を推進し，大学としての意思決定を適切に行う。</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>①管理運営組織の在り方</p> <p>【52】各種会議の効率的な運営に努めるとともに，意思決定システム及び運営組織の役割の明確化を図り，透明性の高い大学運営を行う。</p> <p>【53】学内情報の収集やI R（Institutional Research）機能の構築や強化を，平成30年度までに行う。</p>

②教員人事と業績評価

【31】優秀な女性、若手、外国人等を積極的に登用し、年俸制の積極的な導入及び適切な教員業績評価を行う。

③男女共同参画の推進

【32】男女共同参画を推進し、就労環境の整備を行う。

④機動的・戦略的な学内資源配分

【33】学長のビジョンに沿った機能強化を実現するため、メリハリのある資源配分を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

【34】ミッションの再定義を踏まえ、全学的な機能強化を図る観点から、地域での社会的役割や本学の強み特色を活かす教育研究組織の見直し、組織再編を行う。

【54】監事機能を強化する監事室を設置したことに伴い、その機能が適切に発揮されるように、主要会議の出席などを通じての内部統制の確認や、学長との定期的な意思疎通を行う。また、学長選考会議と監事が連携して学長の業務執行状況の確認や意見交換を行う。

②教員人事と業績評価

【55】教員業績評価内容を点検し、適切な評価体制を更に整備する。

【56-1】公募制により優秀な人材を確保するとともに、年俸制教員の割合を維持する。

【56-2】40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を、若手教員の比率が20%となるよう促進する。

③男女共同参画の推進

【57】女性教員比率25%、女性教授比率15%、役員及び部局長等の女性比率15%にすることや、事務系女性管理職等への登用の目標値を10%とするとともに、就労環境の整備を行う。

④機動的・戦略的な学内資源配分

【58】学長のリーダーシップの下、学内予算の戦略的な配分を行う。また、学長裁量経費の拡充を図り、機能強化のための重点配分や学内評価指標に基づく部局配分等、効果的な資源配分を行う。

【59】学部等のガバナンス機能の強化を進めるため、学部等の取組状況を評価した学内資源の再配分方針を策定し、機動的な資源配分を実施する。

【60】教員の人員配置の見直しを行い、見直した人員を、外部の意見を踏まえながら、戦略性の高い計画・改革を検討している部局へ再配分（配置）する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【61】教職大学院の設置に伴い、人間発達科学研究科の見直し、教職課程、教員養成の在り方を検討し、教員養成機能の強化を行う。

【62】ミッションの再定義で明らかにした、理工系の教育研究機能の強化（社会的要請の高い分野の教育研究組織の設置及び多国籍研究グループの形成）を実現するための組織再編を行う。

【63】教養教育について、本学の総力を結集した全学的な協力体制を構築すると

<p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>【35】事務処理の効率化・合理化を図るとともに、教育、研究、社会貢献等の体制に即した事務組織の機能強化・編成の見直し等を図る。</p>	<p>ともに、組織体制の整備・充実・不断の改革を進める。</p> <p>【64】人文社会芸術系の学部・大学院について、地域・社会の要請に応える人材育成のための組織の見直しを行う。</p> <p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>【65】事務の情報化の推進やアウトソーシングの推進と見直しを行う。また、教育、研究、社会貢献等の体制に対応した事務組織の機能強化・編成の見直しを行う。</p> <p>【66】事務職員等の資質向上や、専門的知識の修得のための職能開発、スタッフ・ディベロップメント研修で、受講者や所属長の意見を活用するなど研修効果を検証しながら実施する。</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>①外部資金及び寄附金等の自己収入の増加</p> <p>【36】大学運営の安定した経営基盤を図るために、多彩な外部資金や自己収入の増収に努める。</p> <p>②附属病院収入</p> <p>【37】附属病院の健全な経営基盤を確保するために、安定した収入や効率的な経営を図る。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>【38】業務の内容等を見直し、一般管理費等の削減に努める。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>【39】保有する資産の活用状況を定期的に点検し、有効活用を図る。また、余裕資金が生じた場合は、資金運用を行い、有効活用</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>①外部資金及び寄附金等の自己収入の増加</p> <p>【67】研究推進機構研究戦略室において、各種競争的資金や受託研究、共同研究、寄附金等の獲得に向けた様々な施策等の情報収集の強化及びコーディネーター等による分析と有効な施策の調査検討・実施等の戦略的な取組を行い、第2期中期目標期間より自己収入を増加させる。</p> <p>②附属病院収入</p> <p>【68】外来入院患者等の積極的な受入れや手術件数の増加により、附属病院の増収を図るとともに、医療材料の値引きによる支出抑制及び医療用消耗品の規格の統一化、後発医薬品への切替え等により、効率的な予算執行による経費削減に取り組む。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>【69】複数年契約の推進や光熱水量の節減取組の徹底等を図ることにより、経常費用に占める一般管理費率を第2期中期目標期間以下に抑制する。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>【70】保有資産の活用状況について定期的（年1回）に点検を実施し、全体把握及び現状分析を行うとともに、活用状況の改善を含めた保有資産の不断の</p>

<p>を図る。</p>	<p>見直しにより、有効活用を図る。 【71】資金の有効活用を図るため、安全性に配慮した上で可能な限り高い運用益が得られる運用方法及び運用先を選定し、資金運用を行う。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>【40】大学の教育研究の質の向上及び運営の改善に資するため、自己点検・評価及び第三者評価を実施し、評価結果を大学の活動に活用する。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>【41】積極的な情報公開と分かりやすい情報発信を推進し、大学が果たしている機能等についての関心や理解を深め、大学のプレゼンス向上を図る。</p> <p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>①施設マネジメントとキャンパス環境の整備</p> <p>【42】本学が目指す教育、研究、社会貢献、医療等の活動を支援する施設設備とキャンパス環境を計画的に整備充実し、共有化など弾力的な活用に努め、有効かつ効率的に管理運用する。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>【72】認証評価の結果や大学全体及び部局等の年度計画の自己点検・評価の結果を学内で共有する仕組みを整備し、教育研究の質の向上及び大学運営の改善に活用する。 【73】ステークホルダーの意見を継続的に集積・分析し、大学運営等に活用する。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>【74】ウェブサイトの更なる充実を図るとともに、教育・研究活動等の成果や本学が果たしている機能・役割をテレビや新聞等の様々なメディアを活用し、積極的に情報発信する。</p> <p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①施設マネジメントとキャンパス環境の整備</p> <p>【75】本学改革方針を踏まえ、「キャンパスマスタープラン2011」を平成27年度に改定した2015年版に基づき、安全安心で快適なキャンパス環境と施設設備の整備充実を計画的に実施する。 【76】既存施設の有効活用と効率的運用に努めるとともに、グローバル化の推進やイノベーション創出など教育研究の変化等に弾力的に対応するため、教育研究スペースの20%を共有化する。 【77】施設設備を安全で快適に利用できるよう、利用者による自主点検と連動して、修繕必要箇所の計画的解消や予防保全を実施する体制を整備充実し、施設の長寿命化と費用対効果に配慮した維持管理を効率的に実施する。 【78】第2期中期目標期間から実施しているスペースチャージ制を継続し、施設の有効活用、計画的修繕を実施する。</p>

2 安全管理に関する目標

①安全衛生管理

【43】QOL (Quality Of Life) 向上の観点から、学生及び教職員に対する安全衛生管理体制を整備充実し、健康で、学びやすく、働きやすい環境作りを推進する。

②環境配慮

【44】地域に環境面から貢献する観点から、環境負荷低減に努めるなど持続可能な社会の形成に向けた環境配慮活動を推進する。

3 法令遵守に関する目標

【45】公平公正な職務遂行を確保するため、法令等の遵守を徹底し、透明性の高い大学運営を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

①安全衛生管理

【79】安全衛生環境の調査点検を定期的に行い、作業環境の改善や改善が必要な機器類を整備し、安全衛生管理を徹底する。

【80】安全に関する手引等を整備充実し、安全教育講習や防災訓練等を定期的実施する。

【81】学生の安全衛生管理において、教職員と相談組織が連携し、メンタルヘルスを含めた修学、学生生活支援を行う。また、教職員のメンタルヘルスを含み健康増進・疾病予防を支援する。

②環境配慮

【82】環境教育マニュアル等を整備充実し、これに基づき全構成員による省エネルギー活動と廃棄物の発生抑制等、環境配慮活動を実施する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【83】法令等の遵守を徹底するため、特に次の点について推進する。

- ・大学が保有する個人情報の適正な取扱いを更に推進するため、引き続き研修会を実施するとともに、e-learning 教材を用いた教育を行い、個人情報の適切な管理を徹底する。
- ・データセンター棟へ学内サーバを集約し、情報セキュリティ管理の強化や、情報セキュリティに関する定常的な啓蒙と監視の強化及び緊急時の対応を行う組織を整備する。また、電子情報を含めた格付けを行い、情報の重要性に応じたアクセス条件を整備するとともに、各情報の管理を徹底する。
- ・研究費の不正使用や研究活動における不正行為を事前に防止するため、説明会や e-learning 教材等によるコンプライアンス教育や研究倫理教育を行い、未受講者に対しては部局長を通して要請するなど受講を徹底する。また、e-learning システム等を用いて理解度の調査・分析を行い、理解度の低い事項については重点的に教育を行う等、コンプライアンス教育や研究倫理教育を徹底する。

【84】内部統制システムを更に整備し、透明性の高い大学運営を行う。

中 期 目 標 原 案	中 期 計 画 案										
	<p>VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 別紙参照</p> <p>VII 短期借入金の限度額 ○ 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 3,280,553千円</p> <p>2. 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p> <p>VIII 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ○ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画 1. 重要な財産を譲渡する計画 ・富山大学伏木宿舎の土地及び建物（富山県高岡市伏木矢田403番2 3,130.01㎡（建物延面積1,279.66㎡）を譲渡する。 ・富山大学古府宿舎の土地及び建物（富山県高岡市伏木古府二丁目67番 2,817.08㎡（建物延面積1,823.07㎡）を譲渡する。</p> <p>2. 重要な財産を担保に供する計画 ・附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。</p> <p>IX 剰余金の使途 ○ 決算において剰余金が発生した場合は、 ・教育研究，診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p> <p>X その他 1. 施設・設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="1077 1326 2069 1477"> <thead> <tr> <th>施設・整備の内容</th> <th>予定額（百万円）</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>附属病院改修（中診・外来棟）</td> <td rowspan="3">総 額 4,487</td> <td>施設整備費補助金（542）</td> </tr> <tr> <td>附属病院基幹・環境整備</td> <td>長期借入金</td> </tr> <tr> <td>杉谷キャンパス基幹・環境整</td> <td>((独)大学改革支援・学位授与機</td> </tr> </tbody> </table>	施設・整備の内容	予定額（百万円）	財 源	附属病院改修（中診・外来棟）	総 額 4,487	施設整備費補助金（542）	附属病院基幹・環境整備	長期借入金	杉谷キャンパス基幹・環境整	((独)大学改革支援・学位授与機
施設・整備の内容	予定額（百万円）	財 源									
附属病院改修（中診・外来棟）	総 額 4,487	施設整備費補助金（542）									
附属病院基幹・環境整備		長期借入金									
杉谷キャンパス基幹・環境整		((独)大学改革支援・学位授与機									

	備 小規模改修		構) (3, 543) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (402)
(注1) 施設・設備の内容, 金額については見込みであり, 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。			
(注2) 小規模改修については, 平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。			
なお, 各事業年度の施設整備費補助金, (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金, 長期借入金については, 事業の進展等により所要額の変動が予想されるため, 具体的な額については, 各事業年度の予算編成過程等において決定される。			
2. 人事に関する計画			
①教員業績評価内容を点検し, 適切な評価体制を更に整備する。 ②公募制により優秀な人材を確保するとともに, 年俸制教員の割合を維持する。 ③女性教員比率25%, 女性教授比率15%, 役員及び部局長等の女性比率15%にすることや, 事務系女性管理職等への登用の目標値を10%とするとともに, 就労環境の整備を行う。 ④教員の人員配置の見直しを行い, 見直した人員を, 外部の意見を踏まえながら, 戦略性の高い計画・改革を検討している部局へ再配分(配置)する。 ⑤事務職員等の資質向上や専門的知識の修得のための職能開発, スタッフ・ディベロップメント研修で, 受講者や所属長の意見を活用するなど研修効果を検証しながら実施する。			
(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 111,387百万円(退職手当は除く。)			
3. 中期目標期間を超える債務負担			
(PFI事業) 該当なし			
(長期借入金)			

(単位：百万円)

年度 財源	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目 標期間 小計	次期以 降償還 額	総債務 償還額
長期借 入金償 還金 (独)大 学改革支 援・学位 授与機 構)	623	670	766	860	884	942	4,745	13,215	17,960

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(単位：百万円)

年度 財源	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目 標期間 小計	次期以 降償還 額	総債 務償 還額
長期借入 金償還金 (民間金 融機関)	21	21	21	21	21	21	124	303	427

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)
該当なし

4. 積立金の用途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ① 附属病院再整備事業に係る施設・設備整備費の一部
 - ② 職員身分証のICカード化事業
 - ③ 省エネルギー設備更新事業費の一部
 - ④ その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

(別紙)

中期目標原案		中期計画案	
別表（学部，研究科等）		別表（収容定員）	
学 部	人文学部 人間発達科学部 経済学部 理学部 医学部 薬学部 工学部 芸術文化学部 都市デザイン学部	学 部	人文学部 694人 人間発達科学部 680人 経済学部 1,360人 理学部 768人 医学部 975人 (うち医師養成に係る分野 635人) 薬学部 530人 工学部 1,494人 芸術文化学部 440人 都市デザイン学部 566人
研 究 科 等	人文科学研究科 人間発達科学研究科 経済学研究科 芸術文化学研究科 生命融合科学教育部 医学薬学教育部 理工学教育部 教職実践開発研究科	研 究 科 等	人文科学研究科 16人 (うち修士課程 16人) 人間発達科学研究科 24人 (うち修士課程 24人) 経済学研究科 36人 (うち修士課程 36人) 芸術文化学研究科 16人 (うち修士課程 16人) 生命融合科学教育部 60人 (うち博士課程 60人) 医学薬学教育部 281人 { うち修士課程 30人 博士前期課程 102人 博士後期課程 33人 博士課程 116人 } 理工学教育部 482人 { うち修士課程 434人 博士課程 48人 } 教職実践開発研究科 28人 (うち専門職学位課程 28人)